# 「農山漁村地域づくりプランナー」認定登録制度

#### 1 趣旨

山形県農業農村整備関係職員研修実施要領に基づき、業務遂行能力の向上を図るために実施する組織研修として、「農山漁村地域づくりプランナー」の認定登録制度を定めることにより、地域での話合いや合意形成のためのワークショップ技術を有した職員の育成を図り、農業・農村を持続的に発展させる生産基盤の強化と、農業生産が支える美しく活力ある農村づくりを推進する。

## 2 農山漁村地域づくりプランナーの定義

県が定めた研修制度を修了することで、地域での話し合い・合意形成のため自らの 技術でワークショッププログラムを企画運営する能力を身につけた県職員とする。

## 3 認定要件

以下の研修を基準回数以上、受講又は実践することを認定要件とする。

区分	内 容	対象とする研修	基準
1)基礎研修	WSの基礎知識と演習研修の 受講	職場研修等で農山漁村地域づくりプランナ 一等が行うもの	1回
2)現場研修	地域で開催されるWSへの参加・体験	現場で行われる様々なWS	1回
3)企画研修	WSの企画研修の受講 [具体のプログラム作成等]	具体的にプログラムの作成が可能となる研修 ※	1回
4) 実践研修	自らWSのプログラムを作成し、 WSを実践	農山漁村地域づくりプランナーのサポートを 受けながら自らファシリテーター行ったWS	3回

※元気な地域づくり支援プロジェクト事業など

#### 4 認定登録方法

- (1) 所属長は、毎年度末までに上記の4つの研修を修了した職員に対し、農山漁村地域 づくりプランナー認定審査資料及びワークショップの報告書を提出させ、様式1に より農林水産部農村計画課長に認定申請するものとする。
- (2)農林水産部農村計画課長は、認定申請の内容を審査し、認定証を様式2により交付するものとする。

#### 5 農山漁村地域づくりプランナー育成名簿の更新

別添「農山漁村地域づくりプランナー育成名簿」は、毎年度末に農林水産部農村計画課事業調整担当にて更新する。

$\bigcirc$	$\bigcirc$	第		号
$\bigcirc$		年	月	日

農林水産部農村計画課長 殿

( 所属長 )

## 農山漁村地域づくりプランナー認定申請書

農山漁村地域づくりプランナー認定登録制度に基づき、下記職員について全研修課程を 修了したので、認定審査資料及び報告書を添えて農山漁村地域づくりプランナーの認定を 申請します。

記

職名	職員名

# 農山漁村地域づくりプランナー認定審査資料

報告月日									
職員名				職	名				
区分		研修の実績			実施	年度			
基礎研修									
現場研修									
企画研修									
実践研修	•							•	
[別途、WS報告書提出]	•							•	
		サポートを行った農山		載づくり	プラン	ノナーの『	<u> </u>		
		7 1 2 13 2 10 12 12	1 W   1 > \(\text{T}\)				7170		
		農林水産部	部農村計	·画課長(	の所見				
		及日内・生			. ,,,,,,,,	-			
認定の可否		審査年	三月日:						